

IC キャッシュカードご利用のしおり

多摩信用金庫

1. お願い

- (1) IC キャッシュカードにご使用の「暗証番号」は、他人に知られないようにご注意ください。なお、当金庫の職員が店舗外や電話等で「暗証番号」をおたずねすることはありません。
- (2) IC キャッシュカードの紛失または盗難にあった場合は、直ちに電話等でご連絡ください。連絡先は、以下の表のとおりです。

	時間帯	連絡先名・説明 等	電話番号
平日	7:50~9:00	たましん事務センター	042-524-8411
	9:00~17:00	お取引店舗	※1
	17:00~21:00	たましん事務センター	042-524-8411
	21:00~7:50	しんきんサービスセンター（オペレータ）※2	03-6433-2392
	8:00~23:59	たましんテレホンバンキングセンター（自動音声）※2	0120-70-1616
土日祝	7:50~21:00	たましん事務センター	042-524-8411
	21:00~7:50	しんきんサービスセンター（オペレータ）※2	03-6433-2392
	8:00~23:59※3	たましんテレホンバンキングセンター（自動音声）※2	0120-70-1616

※1：お取引店舗の電話番号は当金庫ホームページの店舗・ATM 案内をご確認ください。

※2：後日、お取引店舗より紛失状況の確認連絡を差し上げます。

※3：1月1日は利用休止となります。

- (3) お名前、ご住所等の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店までお申し出ください。
- (4) IC キャッシュカードを曲げたり、高温・多湿の所、磁気の強い所（テレビ等の近く）に置かないようご注意ください。
- (5) IC キャッシュカードの取扱いについては、該当のカード規定をご一読ください。

2. IC キャッシュカードを ATM に差し込む方向について

IC キャッシュカードをご利用の際には、カードを差し込む方向にご確認ください。IC キャッシュカードに対応した現金自動預入払出機（以下、「ATM」といいます。）を使用してお取引をされる際は、カード上に表示された IC チップ（四角い表示）側を前方にして差し込んでください。

3. たましん IC 2WAY カード（以下、「IC 2WAY カード」といいます。）について

IC 2WAY カードは、1枚のカードに「カードローン機能」と「キャッシュカード機能」がセットされている一体型のカードです。

4. たましん IC ジョイントカード（以下、「IC ジョイントカード」といいます。）について

IC ジョイントカードは、1枚のカードに「キャッシュカード機能」と「クレジットカード（しんきん VISA カード）機能」をセットすることができる一体型のカードです。

IC キャッシュカードに対応した ATM 以外でご利用の際には、差し込む方向にご確認ください。ご預金のお引出しの際にはカードのキャッシュカード側を差し込んでください。クレジットカード側を ATM に差し込むとクレジットカードのキャッシングによるお借入のお取引となりますので、お間違いのないようご利用ください。

5. カードを切り替えられたお客さまへ

IC キャッシュカードを IC 2WAY カードに切り替えられた場合

新しくご契約いただきました IC 2WAY カードをご利用になられた時点で、いままでご使用の「IC キャッシュカード」はご利用できなくなります。

IC キャッシュカードを IC ジョイントカードに切り替えられた場合

新しくご契約いただきました IC ジョイントカードをご利用になられた時点で、いままでご使用の「IC キャッシュカード」はご利用できなくなります。

IC ジョイントカードの更新期間が満了し、更新後の IC ジョイントカードに切り替わる場合

クレジットカードの更新期間が満了した場合、期間更新後の「たましん IC ジョイントカード」の利用有無にかかわらず、更新前の IC ジョイントカードはご利用できなくなります。

つきましては、新カードがお手元に届けられてから、お早めに新カードをご利用ください。

なお、ご利用できなくなった IC キャッシュカードは、当金庫窓口までご返却いただくか、ご自身でご裁断いただくようお願いいたします。

6. お引出し、お預入れ

- (1) IC キャッシュカード・IC 2WAY カード・IC ジョイントカードは、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナー、およびキャッシュサービス提携金融機関で ATM を使用して普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。）または貯蓄預金に預入れまたは払戻しをする場合にご利用いただけます。なお、法人の IC キャッシュカードについては、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナー、およびキャッシュサービス提携金融機関・信用金庫の ATM でのご利用に限定させていただきます。
- (2) 当金庫や提携金融機関の ATM を使用して払戻すときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM にカード（IC ジョイントカード・IC 2WAY カードは IC キャッシュカード側）を挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。届出の暗証番号と相違した番号を入力した場合には、カードが使用できなくなることがあります。なお、ATM による 1 日あたりの払戻しは、当金庫または提携金融機関でのご利用を合計して 50 万円（法人の IC キャッシュカードについては 200 万円）までとさせていただきます。
- (3) 当金庫の ATM を使用して預入れるときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM にカード（IC ジョイントカード・IC 2WAY カードは IC キャッシュカード側）または通帳を挿入し、現金を投入したうえで操作してください。
- (4) 提携金融機関の ATM を使用して預入れるときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、カード（IC ジョイントカード・IC 2WAY カードは IC キャッシュカード側）を挿入し、現金を投入のうえ操作してください。
- (5) IC ジョイントカード・IC 2WAY カードの IC キャッシュカード側を当金庫や提携金融機関の ATM でご利用になる場合、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって「普通預金のお取引」を選択してお取引ください。

7. お借入

- (1) IC 2WAY カードのカードローン機能（以下「カードローン」といいます。）は、当金庫本支店、店外キャッシュサービスコーナーおよびキャッシュサービス提携金融機関の ATM を使用して、ご契約いただいた当座貸越契約のお借入極度額の範囲内であれば、何回でもお気軽にローンをご利用いただけます。
- (2) 当金庫や提携金融機関の ATM を使用してお借入をするときは、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。なお、届出の暗証番号と相違した番号を入力した場合は、カードが使用できなくなることがあります。

《ご利用明細票》

カードローンは通帳を発行いたしません。通帳のかわりに過去 3 カ月の間にお取引があった場合、3・6・9・12 月末を基準として入出金の明細を記載した「ご利用明細票」を作成し、届出のご住所あてに送付いたします。「ご利用明細票」には、該当期間のお借入、毎月の定例返済、任意のご返済、利息、お借入残高などが記載されておりますのでご確認ください。なお、内容について、ご不明、ご不審、お気付きの点がございましたらお気軽に当店までお申出ください。

《期限と継続》

カードローンのお取引期限は、ご契約成立の日から1年が経過する日の属する月の10日とします。ただし、ご利用状況等の審査の結果、ご返済遅延など特別な事情がないかぎり自動的に同期間更新されますので引き続きお手元のIC 2WAYカードをご使用になれ、その後も同様の取扱いとします。

なお、審査の結果、継続をお断りする場合は、期間満了日前日までに書面をもってお知らせいたします。この場合、期間満了日以後はIC 2WAYカードによる新たなお借入は停止させていただきますが、お借入残高は、いままでどおり毎月の定例返済、任意の返済によりご返済していただくこととなります。

《返済遅延等》

毎月10日（当金庫の休日の場合、翌営業日）の定例返済日に返済用預金口座の預金残高が返済金額に満たない場合には、ご返済遅延となり遅延分をご返済いただくまでは、IC 2WAYカードによる新たなお借入を中止させていただきます。

返済遅延となった場合は、至急、不足金額を返済用預金口座へご入金ください。ご入金によりご返済が可能となった時点で自動引落としにより遅延分をご返済いただきます。

万一、翌々月の定例返済日の前日までに元利金をご返済されなかったときは、カードローン契約は解約されることになり、一般社団法人しんきん保証基金がお客さまにかわってお借入残高、利息を支払い、一般社団法人しんきん保証基金がその金額の返済をお客さまに請求することとなります。

このほか、住所変更届をお出しただけで、当金庫からのご連絡がとれなくなった場合、またはカードローン契約規定に違反された場合などは、カードローン契約は解除され、カードローンの継続をお断りした場合と同様の取扱いとなりますのでご注意ください。

なお、特別な事情のある場合には、当店窓口までご相談ください。詳しくは「たましんカードローン（2WAY・CITY）契約規定（当座貸越契約規定）」をご覧ください。

8. お振替

- (1) ICカードは、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーのATMを使用して、定期預金、定期積金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、当座預金、カードローンにお振替する場合にご利用いただけます。
- (2) お振替は、お預入れする預金通帳あるいはICカード（当座預金の場合はICカードのみ）または、ご返済するIC 2WAYカードをATMの画面表示にしたがって挿入したうえ、以後、画面表示等の操作手順によりお支払口座のカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。

9. 暗証番号の変更

- (1) ICカードにご使用の「暗証番号」は、当金庫本支店・店外キャッシュサービスコーナーのATMを使用して変更することができます。
- (2) ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ICカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。なお、暗証番号には生年月日、電話番号や「1111」「1234」など類推されやすい番号は使用しないでください。

10. 限度額の変更

当金庫のICカードは、現金のお引出し、カード振込それぞれについて、1日の利用限度額を当金庫所定の金額の範囲内で変更することができます。

限度額を引下げの場合は、窓口で所定の手続きをお取りいただくほか、ATMでも変更することができます。

限度額を引上げる場合は窓口で所定の手続きをお取りください。

以上
(2023.7改定)

